



PWM日本証券株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目7番9号
Tel.03-6910-5000 Fax 03-6214-5880

ご注意とお願い

PWM日本証券と業務委託契約をしている金融商品仲介業者およびIFA(担当アドバイザー)は、**お客様から金銭および有価証券をお預かり出来ない**こととなっております。

お客様は、金融商品仲介業者およびIFA(担当アドバイザー)に**現金および有価証券等は絶対に
お預けしない**ようにご注意ください。

弊社では、法令に従って、**弊社取扱商品(投資信託)のご購入・ご解約等にかかる資金決済は全
て銀行振込にて行っております。お振込はお客様ご自身にて行い、IFA(担当アドバイザー)との
現金のやり取りを行うことはできません。**

また、弊社の投資信託を購入する際は、「取扱商品一覧」をご参照下さい。

なお、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、下記までご連絡下さいますようお願い申し
上げます。

<お問合せ先>

PWM日本証券 法務・コンプライアンス部

電話番号 03-6910-5004

金融商品取引法に以下のように定められています。

金融商品取引法 66 条の 13(金銭等の預託の禁止)

金融商品仲介業は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定めるものに顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

金融商品取引法第 66 条の 12(金融商品仲介業に係る制限)

金融商品仲介業者(金融商品取引業者である者を除く。)は、その行う金融商品仲介業の顧客を相手方とし、所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介行為以外の第2条第8項各号に掲げる行為をしてはならない。

以上